

## 市町村合併に係る任意協議会の設置について

平成 16 年 2 月 23 日

企 画 部

昨年 12 月に雫石町、滝沢村、玉山村、紫波町、矢巾町の 5 町村長に市町村合併に係る任意協議会への参加呼びかけを行ったところ、矢巾町、玉山村から参加の回答があり、3 市町村長による協議や不参加の町村への再度呼びかけ等を踏まえ、今般、任意協議会を設置することとした。

## 1 5 町村からの回答について

	回 答	参加の諾否
雫 石 町	1 月 30 日(金) 午前 9 時 15 分	議会、住民の多くが単独での町政を望んでおり、参加しない。
紫 波 町	同 午前 9 時 40 分	住民懇談会を 2 月中に開催する。 3 月まで回答を待ってほしい。
矢 巾 町	同 午前 10 時	町民へより具体的な情報提供をする上で必要であり、参加する。
滝 沢 村	同 12 時 30 分	議会や住民の意向を踏まえ参加しない。
玉 山 村	同 午後 2 時 30 分	任意協議会設置の趣旨に賛同し、参加する。

## (参 考)

- ・ 5 町村からの回答 (1 月 30 日)
- ・ 矢巾町長、玉山村長との 3 市町村長懇談会開催 (2 月 9 日)
- ・ 雫石町、滝沢村に再度呼びかけ (2 月 13 日)

## 2 任意協議会の設置について

### (1) 協議会設置の趣旨

- ・行政、議会、住民、各種団体の代表と様々な視点から市町村合併に関する諸課題について可能な限り具体的な協議を行う。
- ・協議を踏まえて市町村合併の是非を判断するための精度の高い資料を作成し、議会や住民への説明責任を果たす。

### (2) 協議内容

- ・新市将来構想（合併建設計画案）
- ・各種事務事業の調整（住民の負担や行政サービス水準）
- ・合併協議項目の方針

### (3) 構成員

- ・幅広い議論を行うため行政、議会、民間等からなる委員で構成する。
  - 3市町村の長及び助役
  - 3市町村議会の議長、副議長及び議員
  - 3市町村の長がそれぞれ定めた学識経験を有する者
  - 3市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

### (4) 経費の負担

- ・3市町村からの負担金により運営する。
- ・各市町村は、協議会負担金を3月補正予算として提案する。

### (5) 協議期間

- ・3月中に第1回目の協議会を開催する。
- ・協議期間は、概ね6ヶ月を見込む。

### (6) 協議会事務局の設置

- ・盛岡市に置く。